



TPPのASEANへの影響

ITIメガFTA研究会報告（4）

国際貿易投資研究所 客員研究員 石川幸一

2016 年 4 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

目 次

はじめに	1
第 1 節 ASEAN にとっての TPP の意義.....	1
1. 米国との FTA.....	1
2. 経済成長を押し上げ	2
3. その他の意義	3
第 2 節 TPP の主要な規定の影響.....	4
1. 原産地規則の影響	4
2. 投資自由化とルール.....	6
3. 政府調達の開放.....	6
4. 国有企業の規律.....	7
5. 労働	8
第 3 節 日本企業のビジネス機会の拡大.....	9
おわりに：ASEAN 諸国の TPP 参加の見込み	10

TPP の ASEAN への影響

亜細亜大学アジア研究所教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

石川 幸一

はじめに

TPP は 2015 年 10 月 5 日に大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日には署名を行なった。TPP は 2006 年に締結した P4 (Pacific4 正式名称は環太平洋戦略的経済連携協定) を拡大発展させた FTA である。P4 には、シンガポールとブルネイが参加 (他の 2 カ国はチリとニュージーランド) していた。2010 年 3 月の TPP 交渉開始には、ベトナムが参加し (最初はオブザーバー)、その後、マレーシアが交渉に参加していた。ASEAN からの TPP 参加国は、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの 4 カ国である。

TPP 大筋合意後、フィリピンは参加に向けての協議を開始したと報じられ、前政権では TPP 不参加の姿勢だったインドネシアではジョコ大統領が参加の表明を行なうなど、ASEAN 加盟国への影響はすでに顕在化している。また、2016 年 2 月 15 日、16 日に開催された米 ASEAN 首脳会議でオバマ大統領は TPP に参加していない 6 カ国に TPP 参加を呼びかけたと報道されている¹。タイを含め ASEAN 諸国の TPP 参加は増加する可能性が高いといえる。

第 1 節 ASEAN にとっての TPP の意義

1. 米国との FTA

TPP により日本を除く 11 カ国で 100%近い貿易自由化が行なわれる。ASEAN はすでに域内貿易を相当程度自由化しており、日本、豪州、ニュージーランドと FTA を締結している。TPP 参加国の中では、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルーと TPP により FTA を締結することになる。とくに重要なのは米国である (ただし、シンガポールは米国と FTA を締結している)。米国は ASEAN の第 4 位 (ASEAN 域内以外では 3 位) の輸出先 (2014

年)であり、ベトナムでは首位に輸出先となっているなど、依然として重要な市場である。

表 1 ASEAN 主要国の輸出における米国のシェア (2014 年)

インドネシア	9.4%	(4 位)	シンガポール	5.6%	(5 位)
マレーシア	8.4%	(5 位)	タイ	10.5%	(3 位)
フィリピン	14.1%	(3 位)	ベトナム	19.1%	(1 位)

(出所) ジェトロ (2015)『世界貿易投資報告書』

TPP はシンガポール以外の ASEAN 諸国には米国との FTA の締結を意味する。マレーシアは米国と FTA 交渉を行っていたが、米国はマレーシアとの FTA 交渉の途中から ASEAN に対して二国間 FTA ではなく TPP 交渉参加を求める方針に変更した。そのため、米国市場で不利になることを避けるために米国との FTA 締結を望むのであれば TPP 参加が唯一の道となっている。TPP に参加しないと米国市場へのアクセスで TPP 参加国に対し不利となる。ベトナムは中国への経済的な依存を低下させることが TPP 参加の目的といわれるが、裏返せば米国との経済関係の拡大であり、とくに縫製品の対米輸出の拡大を狙っている。

TPP 交渉に参加している ASEAN 各国は、米国と二国間 FTA を締結しているシンガポールを除き懸念事項がある²。ベトナムは MFN 税率が ASEAN の中では高く TPP の 100% 関税撤廃という高い自由化水準を満たせるかに加え、国営企業の規律、労働についての規律などが懸念事項である。マレーシアはブミプトラ政策との関連で政府調達の開放、国有企業の規律が懸念材料だった。こうした懸念がありながら、TPP に参加し合意に至ったことは米国市場および米国との関係強化を重視していることを意味している。

2. 経済成長を押し上げ

TPP 参加により輸出、外国投資が増加するとともに国内の資源配分が効率化することから TPP は参加国の経済成長を底上げする効果をもつ。ブランダイス大学のペトリ教授らの試算では、TPP の GDP 押し上げ効果は、ベトナムが 13.6%と最も大きく、マレーシアが 6.1%となる (表 2 参照)。一方、タイなど TPP 不参加国はマイナスの影響を受ける。TPP 参加国は貿易創出効果により米国などへの輸出が増加するが、不参加国は貿易転換効果の影響を受けるからだ。輸出はベトナムが 37.3%増と最も恩恵を受け、マレーシアが 12.4%増で

あるが、不参加国は減少する。世界銀行の推計では、TPP の GDP 押し上げ効果が最も大きいのはベトナムで 10%、続いてマレーシアで 8%となっている³。ネガティブな影響はタイが最も大きい。そのため、ASEAN からの TPP 参加は増えると考えられる。

表 2 TPP の輸出と GDP 押し上げ効果 (2025 年の効果、2007 年が基準)

TPP 参加国			TPP 不参加国		
	輸出	GDP		輸出	GDP
ブルネイ	2.8%	1.1%	インドネシア	-1.1%	-0.2%
シンガポール	4.2%	2.0%	フィリピン	-1.2%	-0.3%
マレーシア	12.4%	6.1%	タイ	-1.5%	-0.7%
ベトナム	37.3%	13.6%	その他 ASEAN	-3.2%	-0.5%

(注) TPP は韓国を入れて 13 カ国として試算している。

(出所) Peter A. Petri, Michael G. Plummer and Fan Zhai (2012) , “The Trans-Pacific Partnership and Asia-Pacific: A Quantitative Assessment”, Peterson Institute for International Economics

3. その他の意義

TPP はアジア太平洋の経済統合を目指しており、早い段階で交渉に参加することは様々な先行利益が考えられる。その一つは、ルール交渉で自国の国益に沿った主張ができることである。米国の TPP 参加の理由の一つであり、日本の参加決断の理由である。米国は TPP (および TTIP : 米国欧州 FTA) のルールを世界のルールとする意図を持っており、TPP のルールに自国の主張を盛り込むことは途上国には死活問題と言っても良いだろう。後述のようにマレーシアはブミプトラ政策が国策であり、維持ができなくなると政治的な不安を招くことは確実だった。また、ベトナムは縫製品の原産地規則の例外を認めさせることに成功している。

TPP 交渉が開始された 2010 年は中国が日本を抜いて GDP で世界 2 位となった年であり、中国は前年の 2009 年ころから南シナ海での領域問題で強硬な姿勢を見せるようになった。そのため、ベトナム、フィリピンと対立が深まったが、中国は南沙諸島の岩礁の埋め立てと人工島建設を進めている。また、2013 年に中国は、「一帯一路」と呼ぶ地域戦略を発表し、中央アジア、南アジア、東南アジア諸国との間でインフラ建設、投資、FTA などの広範な協力を進めている。中国の膨張が顕著になる中で TPP は中国に対抗する地政学的な重要性が増してきている。ASEAN の中国に対する関係と距離感は国により大きく異なるが、ベ

トナムや参加の意思を表明したフィリピンにとり TPP の安全保障面の重要性が増している。

第 2 節 TPP の主要な規定の影響

1. 原産地規則の影響

TPP の原産地規則は品目別原産地規則である。関税番号変更基準が原則として採用されており、付加価値基準と関税番号変更基準の選択制が一部品目に採用されている。付加価値基準のみは一般機械、自動車など一部品目である。自動車は控除方式の付加価値基準または加工工程基準（特定部品 7 品目）の選択制、自動車部品は関税番号変更基準と付加価値基準の選択制および加工工程基準（特定部品 14 品目）となっている。

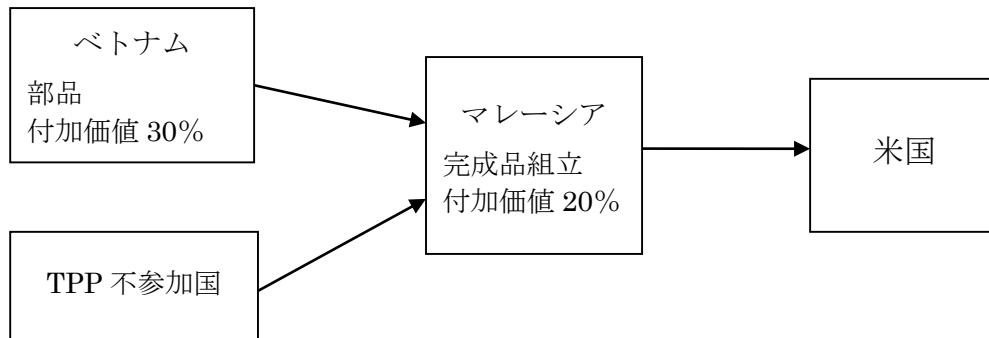
関税番号変更基準は、関税番号（2 桁、4 桁、6 桁など品目で異なる）が変更されれば、原産性を付与するという規定であり、TPP 不参加国を含めどこから輸入しても基準を満たせば原産品として認められるため、企業には使い勝手のよいルールである。

縫製品の原産地規則として「糸の製造、生地 of 製造、裁断・縫製という 3 つの工程を TPP 参加国で行わなければならない」という原産地規則（ヤーンフォワード・ルールあるいは原糸規則）が採用された。ヤーンフォワードは NAFTA で採用された繊維製品の原産地規則である。たとえば、中国製の糸で製造した生地を製造しても TPP の特惠税率の対象にならない。そのため、TPP 交渉中から中国企業、台湾企業、日系企業、ベトナム企業などによる繊維製造への投資が行なわれている⁴。加工工程基準を採用した自動車でもサプライチェーンの変化が起きる可能性がある。

TPP の原産地規則は完全累積を採用している。FTA の累積規定は付加価値基準を満たしていれば FTA 参加国からの輸入部品に原産性を与える（付加価値を加算できる）が、完全累積では TPP 参加国で生産された部品は付加価値基準を満たしていなくても全て付加価値に加算できる。たとえば、インドネシアから部品を調達してマレーシアで米国に TPP に輸出する場合、マレーシアの付加価値が小さく原産地規則を満たさない可能性がある。その場合 TPP 参加国のベトナムから調達すればベトナムの付加価値が基準以下であってもマレーシアでの付加価値に加算され原産地規則を満たす可能性が高くなるからだ。TPP 参加国からの調達だけでなく TPP 参加国への投資も増えるだろう。

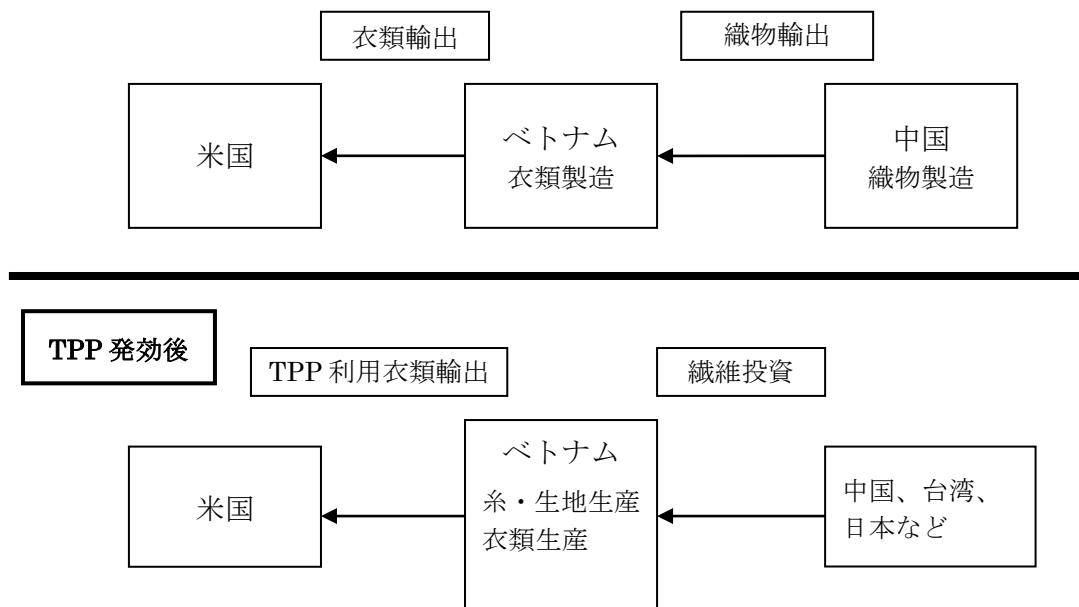
図 1 完全累積制度のイメージ

原産地規則が付加価値 45% の場合、マレーシアの付加価値が 20% とすると原産地規則を満たせず米国に關稅ゼロで輸出できないが、ベトナムから部品を調達すれば、完全累積制度でベトナムの付加価値 30% が加算され、原産地規則（付加価値 45%）を満たすためマレーシアの原産品として米国にゼロ關稅で輸出できる。



（出所）内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」により作成

図 2 ヤーンフォワードによるサプライチェーンの変化



（出所）執筆者が作成

2. 投資自由化とルール

投資は、設立段階および設立後の内国民待遇、投資財産に対する公正衡平待遇、十分な保護および保障、資金移転の自由、投資家対国の紛争解決（ISDS）を含め、FTA の投資章あるいは投資協定の通常の規定を含んでいる。設立段階の内国民待遇は投資自由化のレベルを判断する基準であり、許認可などの段階で国内企業と外国企業を同等に扱うことを意味する。特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）の禁止となる措置は、①輸出義務、②ローカルコンテンツ要求、③輸出入均衡義務、④国内販売制限、⑤技術移転要求、⑥特定技術使用の要求、⑦ライセンス契約における特定の使用料の採用、経営幹部の国籍要求などが明示されており、WTO の貿易関連投資措置協定（TRIMs）に比べ幅の広い措置があげられている⁵。

豪州が反対していた投資家と国家の紛争解決（ISDS）は含まれているが、①自国の領域内の活動が環境、健康その他規制上の目的で行なわれることを確保するために適用と認める措置を採用・維持・実施できる、②仲裁廷は国家の義務違反の有無を判断する前に訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるという非申立て国の異議について決定を行うことと申立て期間の制限、など濫訴防止規定が盛り込まれた。タバコの規制は ISDS の対象外となった。豪州やマレーシアは国民の健康を守るためのタバコの規制が外国のタバコ会社に訴えられるのではないかと危惧していた。

投資自由化、投資保護、透明性などの点で TPP はレベルの高い規定であり、外国投資誘致にプラスとなる。また、シンガポールやマレーシアの企業は海外投資を活発化させており、ASEAN の企業の海外投資の円滑な推進にも役立つ⁶。

3. 政府調達の開放

政府調達については、内国民待遇、無差別待遇、公開入札、オフセットの禁止など FTA で通常導入されている規定が含まれている。対象政府機関については、米国、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、メキシコは地方政府が対象外となっている。なお、適用範囲の拡大のための交渉を 3 年以内に行うことになっている。政府調達は WTO の内国民待遇の例外であり、政府調達の開放は WTO では一括受諾の対象外の政府調達協定参加国のみが実施してきた。日本、米国、カナダ、シンガポール、ニュージーランド以外の 7 カ国は WTO の政府調達規定（GPA）に参加しておらず、TPP により政府調達を開放（TPP 参加

国企業に) することになる。

ASEAN では、マレーシア、ベトナム、ブルネイがほぼ全ての中央政府機関を政府調達の対象とした。マレーシアでは、貿易開発公社、保健省傘下の公立病院、教育省傘下の公立学校も対象である。一方、王宮、村落開発計画（人口 1 万人以下）、貧困削減計画などは 7 分野の調達は対象外である。注目されていたブミプトラ政策（マレー人優遇政策、政府調達でマレー人の企業を優遇する）はかなり維持されている。まず、政府調達章の規定以外の政府調達でのブミプトラ政策の実施、適格企業にブミプトラステータスを与えることが認められている。また、閾値を超える建設サービスの総額の 30%までブミプトラ企業から調達できる。さらに、ブミプトラ企業に対して 1.25%から 10%までの価格面の優遇（price preference）を与えることが認められている。また、国有企業は調達の 40%までブミプトラ企業、中小企業、サバ州・サラワク州からの優先調達ができる⁷。

政府調達は 2015 年末創設の ASEAN 経済共同体では自由化の対象外である。しかし、TPP で政府調達市場が開放されることになり、ASEAN 加盟国に開放していない政府調達を ASEAN 域外の TPP 参加国に開放するという「ねじれ現象」が生じることになった。今後、ASEAN での政府調達の開放が課題となるだろう。

表 3 ブルネイ、マレーシア、ベトナムの政府調達の基準額（単位：万 SDR）

	中央政府機関		その他機関	
	物品・サービス	建設	物品・サービス	建設
ブルネイ	13*	500	13*	500
マレーシア	13*	1,400*	15	1,400*
ベトナム	13*	850*	200*	1,500*

（注）*は経過期間が終了した後の最終的な基準額。発効当初の基準額は、マレーシアの中央政府の物品は 150 万 SDR、サービスは 200 万 SDR、建設の場合 6,300 万 SDR と基準額は高く設定され、物品は 7 年、サービスは 9 年、建設は 20 年で上記金額に引き下げられる。シンガポールは WTO の政府調達協定の基準額と同じである。

（出所）内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」

4. 国有企業の規律

国有企業に関する規定は WTO や FTA にない全く新しい規定である⁸。国有企業の規律は米国の産業界が国有企業と民間企業の対等な競争条件（level playing field）を求めて強

く要求してきたものである。国有企業の比重が GDP で 3 割を超えるなど国有企業への経済の依存が大きいベトナムやマレーシアが反対していたといわれるが、最終的には導入されている。

国有企業の定義は、①締約国が 50%を超える株式所有、②締約国が持分を通じて 50%を超える議決権行使、③締約国が取締役会の過半数を任命する権限である。中央銀行、金融規制機関、ソブリン・ウェルス・ファンド (SWF)、独立年金基金、政府の提供するサービスは、適用範囲外となっている。地方政府の所有する国有企業は例外とされているが、5 年以内に追加交渉をする。また、国家・世界の緊急事態の措置となる国有企業、輸出入・海外民間投資を支援する国有企業の金融サービス、年間利益が 2 億 SDR (約 350 億円) 未満の国有企業は例外となっている。各国は付属書で独自に例外となる国有企業を指定できる。たとえば、マレーシアは投資会社である Permodalan Nasional Berhad、イスラム教徒の資金を運用する Lembaga Tabung Haji (巡礼基金) を例外としている。

自国の国有企業への優遇の規制が最も重要な規定であり、次の 2 つの条項が規定されている。①締約国は国有企業、指定独占企業が物品・サービスの購入・販売に当たって商業的考慮 (commercial consideration) に従って行動することを確保し、他の締約国に対し自国および他の締約国に対し自国および他の締約国の物品、サービス、企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること (内国民待遇と最恵国待遇) を確保する。②自国の国有企業 (の物品の生産・販売、他の締約国へのサービス提供、投資資産を通じての他の締約国へのサービス提供の場合) に対する非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない。非商業的援助は贈与や商業ベースよりも有利な条件での貸付などと例示されている。

例外が盛り込まれたものの、国有企業の経済におけるシェアが大きなマレーシアとベトナムでは、国有企業改革は避けられない。非効率的な国有企業の改革はこれら両国の持続的な経済成長のための課題であり、TPP 参加は「中所得の罠」に陥らないための有効な施策となるだろう。国有企業の規制は、中国を想定したルールと言われており、中国が将来 TPP 参加交渉を行う場合に重要な交渉事項になるだろう⁹。

5. 労働

労働と環境はアジア諸国間の FTA では含まれていないが、米国の FTA 政策で重視され

ている分野である。P4 でもニュージーランドの主張により労働と環境は入れられており、TPP でも労働章と環境章が設けられた。TPP の労働章では、ILO の労働における基本的な原則および権利に関する宣言に述べられている権利（結社の自由、団体交渉権、強制労働の廃止、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃など）を採用・維持することと労働条件（最低賃金、労働時間など）を規律する法律の採用・維持が規定されている。また、労働者の権利と両立しない場合貿易投資に影響を及ぼす態様により自国の法律の免除、逸脱措置を禁止し、輸出加工区も適用対象としている。さらに、強制労働（児童労働を含む）により生産された物品を輸入しないように奨励するなど労働者の権利の保護を重視する規定が盛り込まれている。劣悪な労働条件が問題となることがある輸出加工区を特記していることも注目される。労働章における規定は紛争解決章の対象となる。

マレーシアでは、労働組合を結成する自由と強制労働の禁止に関連した法の改正が必要となるなど開発途上国では TPP の規定に合わせた労働法制の整備と執行が課題となる¹⁰。

第3節 日本企業のビジネス機会の拡大

TPP によりマレーシア、ベトナム、ブルネイは 100%の関税撤廃を行ない、サービス貿易の自由化を進め、政府調達を開放するなど従来に比べ大幅な自由化を進める。また、ISDS など投資保護や貿易の円滑化など事業環境の改善を約束した。日本と ASEAN 諸国は EPA を締結していたが、TPP は EPA の自由化を拡大しており、日本企業のビジネス機会を拡大することが確実である。

物品の貿易では、日越 EPA で再協議となっていたベトナムの 3,000cc 超の乗用車の高率関税（関税率 77%、80%）が 10 年で撤廃、3,000cc 以下の乗用車（77-83%）が 13 年目撤廃、除外となっていたバス（空港バス以外、83%）が 13 年目撤廃など除外品目が自由化されることになった。また、着色料、ベアリング、綿糸・綿織物、化合繊、衣類、鉄線など段階的撤廃となっている工業製品が即時撤廃となっており、二輪車、タイヤ、駆動軸など自動車部品は撤廃までの期間が短縮された。米、牛肉、果物、醤油、日本酒などの関税も段階的に撤廃され、日本食が人気なこれらの国への輸出の追い風になる。マレーシア、ベトナムなどから米国、カナダなど TPP 参加国市場へのアクセスも改善され、ASEAN からの輸出が期待できる。TPP 参加国への輸出、TPP 参加国からの調達などサプライチェーン構築の選

択肢が広がり、サプライチェーンの変化が起きる可能性がある。

サービス貿易でも自由化の範囲が拡大した。ベトナムでは、日本の小売業の進出の障害となっていた経済需要テスト（出店審査制度）が発効後 5 年の猶予期間を経て撤廃されるほか、広告業、不動産賃貸・転貸、研究・開発、清掃など実務サービスが自由化された。通関サービス、貨物運送仲介、倉庫など輸送補助サービスなどで外資規制が撤廃されている。需要拡大が期待される娯楽サービスや音響映像サービスでも規制が緩和されている。マレーシアでは、コンビニへの外資出資が禁止されていたが 30%まで出資できるように緩和された。外国銀行の支店数の上限拡大（8→16）、②外国銀行の店舗以外の新規 ATM 設置制限の原則撤廃など金融自由化も行なわれた。

投資では、投資家対国家の紛争解決（ISDS）が規定され、マレーシアの内国民待遇違反、特定措置履行要求違反など EPA で対象となっていなかった分野が対象となった。また、日本政府が力を入れているインフラ輸出契約も対象になったことも日本企業の投資保護の拡充となる。前述のようにベトナムやマレーシアの政府調達に参加することが可能になったこともインフラ輸出などにつながる。ビジネス関係者の一時的入国と滞在でも期間の長期化などが認められた。今後、タイなど他の ASEAN 各国が TPP に参加すれば日本企業のビジネス機会はさらに拡大することになる。

おわりに：ASEAN 諸国の TPP 参加の見込み

ASEAN のうち 4 カ国は TPP と RCEP の双方の交渉に参加している。ASEAN は広域の FTA に埋没してしまう危険を認識しており、TPP 交渉の進展を受けて RCEP を提案している。清水（2013）は、ASEAN の経済統合（AEC）を他国に先駆けて進めることにより東アジアの経済統合でのイニシアチブを確保を目指すとして TPP が AEC 形成を加速すると指摘している¹¹。TPP が AEC の統合のレベルに影響を与えることも考えられる。AEC では政府調達の開放は全く対象となっていないが、TPP では政府調達開放は重要な交渉分野である。マレー人優遇政策の維持は認められたが、マレーシアは政府調達の開放を余儀なくされた。ベトナムやマレーシアなど 4 カ国は域外の TPP 交渉参加国には政府調達を開放しているが、TPP に参加していない ASEAN 諸国には開放していないという捻れた状況が生じてしまうため、ASEAN での政府調達開放を促す可能性が大きい。物品の貿易では、ASEAN6

の AEC の自由化率は 99%を超えており、TPP に近いレベルである。TPP では、ASEAN の 4 カ国は 100%自由化を約束しており、シンガポール以外の 3 カ国が AEC の自由化率を 100%にすることも可能であろう。

TPP により ASEAN が 2 分されるという見方があるが、前述のとおり TPP 参加国は多くの点で有利である一方、不参加国は不利が明らかであり、ASEAN 加盟国の TPP への参加は増加すると考えられる。また、TPP の合意内容をみると、各国の主張を取り入れたバランスの取れた内容になっている。たとえば、国有企業への政府の支援は規制されるが除外が認められ、衣類の原産地規則のヤーンフォワードについても例外（供給不足の物品一覧表）、チリが主張していた資本規制、マレーシアのブミプトラ政策などである。

米国主導といわれた TPP 交渉だが、最終的には開発途上国を含む各国の主張に折り合うことにより合意に至ったことが反映されている。新たなルールを採用したが、例外を認め各国の主張への配慮を行なった結果、開発途上国の TPP 参加のハードルは従来考えられていたレベルよりも低くなり、ASEAN 諸国の TPP 参加は従来よりも容易になったといえる。

ASEAN 諸国の TPP 参加にはいくつか課題がある。インドネシアは国内産業界に貿易自由化に反対の声があるし、問題はタイが米商務省の人身売買報告書で最低ランクに位置されており、米国の大統領貿易促進権限（TPA）法では最低ランクの国との FTA 交渉が禁止されているからだ。しかし、マレーシアは 15 年版報告書で最低ランクから 1 段階引き上げられており、TPP 交渉に配慮したものと報じられている。ASEAN の TPP 参加は米国のアジア政策において戦略的な重要性があるため、米国は柔軟な対応を取る可能性は大きい。

¹ 日本経済新聞 2016 年 2 月 18 日付け朝刊。

² TPP と ASEAN については、清水一史（2013）「TPP と ASEAN 経済統合」、石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（2013）『TPP と日本の決断』文眞堂、が様々な視点で検討を行なっている。

³ World Bank（2015）,Potential Macroeconomic Implication of the Tran-Pacific Partnership

⁴ 「ベトナム、縫製の好適地」日本経済新聞 2014 年 11 月 22 日付け、「ベトナム、対米輸出の拠点に」日本経済新聞 2016 年 1 月 15 日付け。

⁵ TRIMs 協定では、①ローカルコンテンツ要求、②輸出入均衡要求、③外国為替制限による輸入制限、④輸出制限、が禁止されている。

⁶ マレーシアの対外投資額は 2007 年以降、対内投資額を上回っている。

⁷ ジェトロ通商弘報 2016 年 2 月 1 日付け「一部自由化も国営企業への優遇は残るーマレーシアと TPP (6)」

-
- 8 指定独占については、たとえば P4 に規定がある。
- 9 オバマ大統領の声明では、国有企業の規制と明示していないが、「中国のような国にグローバル経済のルールを書かせることはできない」と述べている。
- 10 ジェトロ通商弘報 2016 年 2 月 2 日付け「労働者の権利強化で労働コストは増加へ—マレーシアと TPP (7)」
- 11 清水前掲論文 54-57 ページ。